

2010年10月26日

株式会社ECC  
代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：西島  
〒540-0033 大阪市中央区石町  
1丁目1番1号天満橋千代田ビル  
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### お問い合わせ

当団体では、貴社から頂いた2010年9月1日付書面を検討させて頂きました。

同書面によりますと、当団体からお送りした2010年8月11日付「お問い合わせ」記載の問い合わせ事項について、

- 1 特商法に基づいた法定書面交付を本年9月1日から開始する。  
交付対象は、受講契約期間が2か月間を超え、かつ、支払総額が5万円を超える月払いコース（月謝払い制）の契約者全員とする。
- 2 本年6月14日から本年8月31日の期間中に月謝払い制受講契約がなされた契約者に対して、本年9月1日以降に新書面を交付して再告知を行う。  
これらの契約者に解除等が発生した場合には、新書面の規定に基づいて対応する。
- 3 本年6月14日以前に契約をした現在籍中の全ての既契約締結済者に対して、本年9月1日以降に新書面を交付して再告知を行う。  
これらの契約者に解除等が発生した場合には、新書面の規定に基づいて対応する。

との対応・措置を講じられるとのご報告となっております。

当団体において上記ご報告を検討したところ、未だ、当団体の2010年5月27日付「申入書」の趣旨に従った対応・措置がなされているのかが、十分に確認できない点が散見されます。

したがって、当団体は、本書を以て、以下の事項について、再度、貴社にお問い合わせを行い、上記措置・対応が貴社において具体的にどのように実施されているのかをご確認させて頂くこととなりました。

つきましては、本お問い合わせに対する貴社のご回答を、2010年11月16日（3週間後）までに書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、本お問い合わせは申入れ後のものですので、公開の方式で行わせていただきます。したがって、本お問い合わせの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本お問い合わせ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

また、本「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者との面会の上、協議を行いたいとお考えの場合には、その旨上記回答期限までにご連絡願います。

#### 記（質問事項）

- 1 上記2、3について、本年9月1日以降に、「特商法に基づいた法定書面」を交付し再告知をされるとのことですが、ここでいう「法定書面」とは、特定商取引法及び同施行規則（省令）の何条何項に基づく書面ですか。

また、「再告知」とは具体的にいかなる方法によるものでしょうか、「再告知」の具体的方法をご教示ください。

「法定書面」の交付について、一般的に、特定商取引法に基づいて作成、交付すべき書面は、同法42条1項の概要書面、同条2項の契約書面の2種類であり、これらの2種類の書面をともに段階的に作成・交付しなければならないとされておりますが、貴社は、これらの双方の書面を作成され、交付されるのでしょうか。あるいは、契約書面のみ作成、交付されるおつもりでしょうか、ご教示ください。

さらに、一般的に、特定商取引法に基づくクーリング・オフが可能である契約について、「クーリング・オフはできない」と事実と異なる説明（いわゆるクーリング・オフ妨害行為）を行っていた場合には、それに基づく契約者の誤認を解消するための措置を講ずることがさらに必要となり、具体的には、特定商取引法48条1項の括弧書内の「特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者若しくは販売業者が第44条1項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これらによって当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかった場合には、当該特定継続的役務提供

受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる旨を記載して交付」するという対応・措置が必要とされておりますが、貴社のこの度の対応・措置は、このような対応・措置が含まれるのでしょうか、あるいは、特定商取引法 48 条 1 項の括弧書内の措置は含まれないとお考えでしょうか、ご教示下さい。

また、前回お送り頂いた書面以外に、貴社のこの度の対応・措置の具体的な状況がわかるような資料や書面のサンプルがある場合には、ご開示くださいますようお願いいたします。

- 2 上記 3 について、本年 6 月 14 日以前に契約をした受講者に対する新書面の交付・再告知について、その対象を「現在籍中」の契約者に限定されておりますが、その理由をお教えください。

ちなみに、特定商取引法 42 条 1 項、2 項の施行時期は平成 11 年 10 月 22 日、同法 48 条 1 項括弧書内に基づく書面交付義務・説明義務の施行時期は平成 16 年 11 月 11 日となっております。

英会話教室業界のリーディングカンパニーである貴社が、この度、これまでの運用を改め、一定の対応・措置を講じられたことについては、当団体は、これを積極的に評価するものです。

したがいまして、当団体としては、貴社のこの度の措置・対応が、具体的な運用状況において、上記特定商取引法を遵守したものとなっていることを強く期待しております。

以上